

改正

令和3年2月22日条例第7号

立川市都市軸沿道地域企業誘致条例

(目的)

**第1条** この条例は、都市軸沿道地域に企業誘致を図り、立川基地跡地関連地区地区計画の目標及び土地利用の方針に沿った、にぎわいとやすらぎのある魅力的なまちづくりをすすめるとともに、周辺環境との調和及び回遊性の向上により、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立川基地跡地関連地区地区計画 平成19年立川市告示第371号に定めた地区計画をいう。
- (2) 都市軸沿道地域 立川基地跡地関連地区地区計画の区域のうち、A1地区、A2地区、A3地区及びA4地区をいう。
- (3) 企業等 営利を目的とする法人又は個人をいう。
- (4) 固定資産税 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地及び家屋に課税される税をいう。
- (5) 都市計画税 地方税法第702条第1項に規定する税をいう。

(奨励措置)

**第3条** 第1条に規定する目的を達成するため、企業等に対し、奨励金を交付するものとする。

2 奨励金の額は、企業等が賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額に100分の50を乗じて得た額を限度とする。

(対象地域)

**第4条** 前条に規定する奨励措置（以下「奨励措置」という。）の対象となる地域は、都市軸沿道地域とする。ただし、国、地方公共団体等の施設が所在する地域は除く。

(対象企業等)

**第5条** 奨励措置を受けることのできる企業等は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 立川基地跡地関連地区地区計画における区域の整備、開発及び保全に関する方針に基づい

たにぎわいを創出できること。

(2) 土地の取得後3年以内に施設の建設に着手すること又は土地が取得された後3年以内に当該土地を借り受けて施設の建設に着手すること。

(3) 土地の取得後速やかに事業の基本構想等を提出すること。

(4) 都市軸沿道地域において奨励金の交付期間満了後、次の期間事業を継続すること。

ア A3地区にあつては、5年以上

イ その他の地区にあつては、3年以上

(企業等の指定)

**第6条** 奨励措置を受けようとする企業等は、規則で定めるところにより、あらかじめ指定の申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請があつたときは、その内容について審査、調査等を行い、相当と認めるときは、当該企業等を奨励措置を講ずる企業等として指定する。

3 前項に規定する指定にあつては、条件を付することができる。

(奨励金の交付)

**第7条** 前条第2項の規定により指定を受けた企業等（以下「指定企業等」という。）は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があつたときは、その内容について審査、調査等を行い、交付の可否を決定するものとする。

3 前項に規定する交付の決定にあつては、条件を付することができる。

(交付期間及び交付時期)

**第8条** 奨励金の交付期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) A3地区にあつては、5年間

(2) その他の地区にあつては、3年間

2 奨励金の交付時期は、土地及び家屋それぞれにつき、固定資産税及び都市計画税の納期限が属する各年度の翌年度とする。

(指定企業等の責務)

**第9条** 奨励金の交付を受けた指定企業等は、次の各号に掲げる責務を果たすものとする。

(1) 周辺と調和した良好な景観の形成に努めること。

(2) 環境に配慮し、必要な設備を備えた施設を建設すること。

(3) 周辺地域及び既存の事業者との連携により、互いに共存できる事業展開を図ること。

- (4) 地域活動に貢献すること。
- (5) 市民の雇用創出に寄与すること。

2 指定企業等は、前項各号に掲げる事項について、第6条第1項の規定による申請時において規則で定めるところにより明記しなければならない。

(変更の申請等)

**第10条** 指定企業等は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより速やかに変更の申請をしなければならない。

- (1) 第6条第1項又は第7条第1項の規定による申請の内容に変更があったとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(指定の取消等)

**第11条** 指定企業等が次の各号のいずれかに該当したときは、指定企業等の指定又は奨励金の交付の決定を取り消すものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 事業の開始が予定期日より著しく遅延したとき。
- (2) 土地の取得後、当該土地に係る奨励金の交付を受けたにもかかわらず、施設の建設に着手せず当該土地を転売したとき。
- (3) 第5条に規定する要件を欠いたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、指定企業等の指定又は奨励金の交付を受けたとき。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）の規定による解散、清算の開始若しくは特別清算開始の申立てその他裁判上の倒産処理手続の申立てがあったとき又は当該事業所に差押え若しくは競売手続の開始があったとき。
- (6) 第6条第3項又は第7条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (7) 第9条に規定する責務を果たしていないと認めたとき。
- (8) 前条に規定する変更の申請をしないとき。
- (9) その他市長が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、指定企業等に交付した奨励金を返還させるものとする。

(地位の承継)

**第12条** 合併、営業譲渡、相続その他の事由により指定企業等の事業を承継した者は、規則で定めるところにより承認を受けたときは、指定企業等の地位を承継することができる。

2 前項に規定する承認にあたっては、条件を付することができる。

(報告等)

**第13条** 奨励措置に関し必要があると認めるときは、指定企業等に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は調査することができる。

(委任)

**第14条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、施行の日以後に第4条に規定する対象地域の土地を取得した企業等（以下「土地取得企業等」という。）又は土地取得企業等から当該土地を借り受けた企業等について適用する。

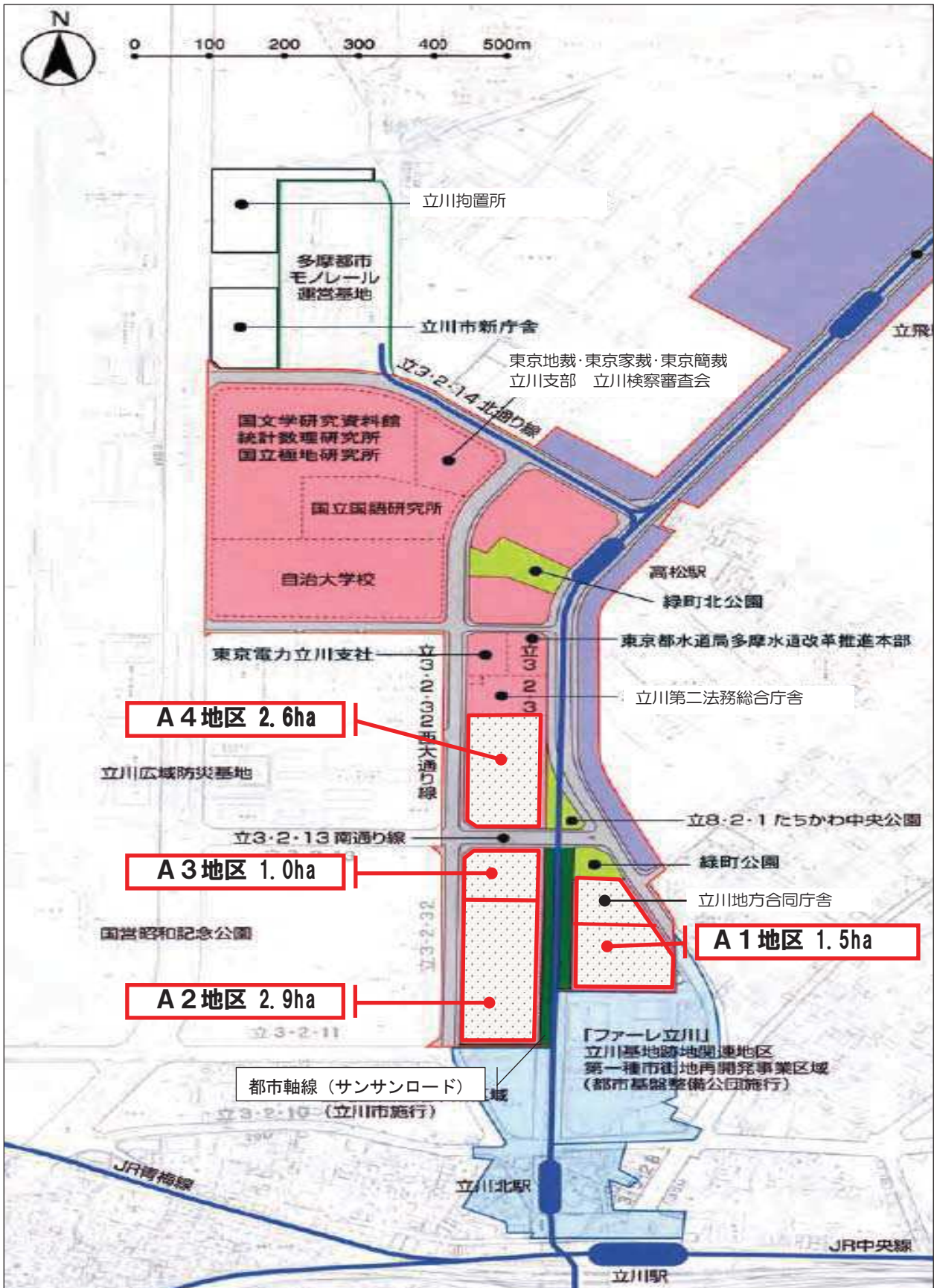
3 第6条第1項に規定する申請は、令和3年3月1日までにを行うものとする。

4 奨励措置の対象となるものは、令和3年3月1日までに行われた第6条第1項又は第10条に規定する申請の内容に合致する土地及び家屋とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

#### 附 則（令和3年2月22日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 立川市都市軸沿道地域企業誘致条例 奨励措置対象地域図





対象地域の現在の状況

